

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

等級ごとの職員数の公表（平成30年4月1日）

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	74	21.7	主事	52	213	62.5	係員級
				技師	15			
				主事補	7			
				計	74			
2級	主任の職務	63	18.5	主任	63			
				計	63			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	67	19.6	主査	25			
				副主査	42			
				計	67			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	60	17.6	副主幹	20	61	17.6	係長級
				主査	40			
				計	60			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	51	15.0	課長補佐	32	43	12.6	課長補佐級
				主幹	19			
				計	51			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	21	6.2	課長	18	30	8.8	課長級
				支所長	2			
				事務局長	1			
				計	21			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	5	1.5	課長	3			
				事務局長	1			
				会計管理者	1			
				計	5			
合計		341	100.0					

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0	技能労務職員	0	3	18.8	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	6	37.5	技能労務職員	6	13	81.2	副主任技能労務職員級
				計	6			
3級	副主任技能労務職員の職務	10	62.5	副主任技能労務職員	10	0	0	主任技能労務職員級
				計	10			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0	主任技能労務職員	0	0	0	
				計	0			
合計		16	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0	病院長	0
				計	0
合計		1	100		